

町民と行政のパートナーシップによるまちづくりを目指して

## パブリックコメント手続制度がスタートしました

12月より新たに町民参画の観点から「パブリックコメント手続制度」を新設しました。

### パブリックコメント手続とは

町民生活に広く影響を及ぼす基本的な施策等を策定する際に、その案を事前に公表して町民の皆さんから意見を募集し、それを考慮して意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する一連の手続をいいます。

### パブリックコメント手続の目的

町的意思決定過程における公正の確保と透明性の向上、及び町民との協働による開かれた町政の推進に役立てることを目的としています。

### パブリックコメント手続の対象

- (1) 町の基本的な施策に関する構想、計画、指針等の決定又は重要な改定
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例等の制定又は改廃
- (3) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例等（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) このほか、(1)に定める目的のため、実施機関が特に必要と認めるもの

### 案の公表方法

広報紙及びホームページに掲載するとともに、担当課に備えつけます。

### 意見の提出方法

意見の提出は担当課窓口で書面で直接提出していただくか、郵送、メールなどでも応募できます。

### 意見の取り扱い

提出していただいた意見を考慮しながら最終案を決定し、いただいた意見に対する町の考え方を公表します。

### パブリックコメント手続の流れ

#### 施策等の案の公表

施策等の案を公表し、意見を募集

#### 意見の提出

町民が郵便やメールなどで意見を提出

#### 意見の考慮

提出された意見に対する町の考え方をとりまとめる

#### 結果の公表

提出された意見、意見に対する町の考え方、修正内容および理由を公表

### パブリックコメントQ&A

**Q** 提出した意見に対する個別回答はもらえるのですか。

**A** 町民の皆さんから寄せられたご意見に対し、個別に回答することはできませんが、結果の公表として、どのような意見が寄せられたのか、またそれに対する町の考え方を広報紙及びホームページなどで公表します。

**Q** 意見提出の際に住所、氏名の記載は必要ですか。

**A** 町民と行政がパートナーとしてまちづくりに取り組んでいく意味から、責任ある立場で意見を提出していただくために住所、氏名の記載を求めています。

▼問合せ 総務課